

職場見学・職場実習 参加者 応募要領

奈良県中小企業団体中央会

1. 職場見学・職場実習（インターンシップ）の趣旨

県内中小企業の強みを再発見し、中小企業に対する相互理解を深めることを目的に、学生や若年者と中小企業の交流の場として職場見学・職場実習を実施します。企業の実務を体験することで、「企業で働く」イメージを作り、就職意識を高め、就職に繋げ、また求職者の適性や能力について見極める機会をえることで、ミスマッチによる就職後の離職の抑制を目的に実施します。

2. 本事業に関わる者の定義

- (1) 職場見学・職場実習を受け入れる企業を「受け入れ企業」といいます。
- (2) 職場見学・職場実習を希望している者及び職場見学・実習を開始した者を「実習生」といいます。
- (3) 職場見学とは、1日・2～4時間程度で企業を見学することをいいます。
- (4) 職場実習とは、3～10日で企業で実務を体験することをいいます。

3. 本事業の対象となる者（実習生）

本事業の職場見学及び職場実習の対象者は、本年6月1日現在で35歳未満の者で、職場見学・職場実習開始時点で、未就業・就職未内定者である者としてします。

4. 応募から職場見学・職場実習終了までの内容

- (1) 実習生は、奈良県中小企業団体中央会（以下[奈良県中央会]という。）へ「職場見学」「職場実習」参加申込み（個人情報等登録）をして下さい。
申込みの際に、希望の企業名・業種名をお知らせ下さい。
- (2) 奈良県中央会は、実習生と受け入れ企業の希望に関する調整を致します。希望者には、ならジョブカフェにてキャリアコンサルティングを行います。※他機関との連携による職場実習は、実習前の事前研修及び事後研修を受ける事ことを前提に実施します。
- (3) 職場実習を希望する実習生は、実習前に企業との面談を行っていただきます。
- (4) 奈良県中央会は、実習生と希望企業とのスケジュール調整を行い、実施決定します。実習生は、職場見学・職場実習開始までに、奈良県中央会が定める職場見学・職場実習の実施に関するお手続きをしていただきます。
- (5) 職場見学・職場実習終了後、実習生は、当会指定のアンケートにご協力下さい。

今後の就職活動の進め方等の相談を希望される方は、ならジョブカフェ相談員によるフィードバック・キャリアコンサルティングを行います。

※注：職場見学・職場実習とも、スケジュール等の調整や受け入れ企業との面談による選考の結果、職場見学・職場実習が実施できないことがあります。

※注：「希望受け入れ企業がない場合」、「受け入れ企業の都合により実施できない場合」についても、職場見学・職場実習が実施できないことがあります。

5. 職場での見学・実習内容

- (1) 1日あたりの職場見学は2時間～4時間程度、職場実習時間は3時間以上8時間以下とします。ただし、深夜業務は除きます。
- (2) 職場見学は休日を除き1日、職場実習期間は、休日を除き3日～10日間とします。
- (3) 実習生は、受け入れ企業の指示に従い、職場見学・職場実習に参加することとします。
- (4) 実習生は、報酬、交通費、昼食代等は一切支給されません。
※職場実習事業に係る経費等は自己負担になります。
- (5) 職場見学の後に希望した職場実習については別途協議とします。

6. 職場実習中の就職活動、アルバイト

実習生の職場実習期間中の就職活動及びアルバイトは、職場実習に影響があると思われるので、一切禁止します。

7. 職場見学・職場実習の途中終了

奈良県中央会は次の項目に該当する場合は、職場見学・職場実習を期間満了前に終了させていただく場合があります。

- ①実習生の病気等、やむを得ない事情が発生したとき
- ②受け入れ企業側に、見学や実習受け入れが困難になったとき
- ③実習生の雇用が決定したとき

8. 職場実習期間中の保険

実習生に起因するリスクを包括的に補償するために奈良県中央会の費用負担により、保険に加入します。なお、大学生は、所属する大学において「学生教育研究賠償責任保険」に加入している場合は、その大学の保険を適用します。

※保険（障害・賠償）

9. その他

本要領に定めがない事項については、奈良県中央会と受け入れ企業との協議により適宜決定するものとします。

2018.05